

令和4年度砂利採取業務主任者試験実施案内書

1 趣 旨

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により砂利の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について試験を実施するもので、砂利採取業者は、この試験に合格した砂利採取業務主任者を事務所ごとに設置しなければならない。

2 受 験 資 格

制限なし

3 試 験 の 方 法

筆記試験による

4 試 験 科 目

- （1）砂利の採取に関する法令
- （2）砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

5 試験期日及び場所

- （1）試験期日 令和4年11月11日（金）午前10時～正午
受付：午前9時30分～（※午前9時45分までに来場のこと。）
- （2）試験場所 テクノサポートおかやま 研修室
岡山市北区芳賀5301番地

6 受 験 手 続

- （1）受験願書等の提出先
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6
岡山県土木部河川課
- （2）受験願書等の受付期間及び提出方法
令和4年9月13日（火）～10月12日（水）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、令和4年10月12日（水）の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。なお、郵送の場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書」と朱書すること。
- （3）提出書類 各1通
 - ア 受験願書（様式第9）
 - イ 写真票
写真は縦6cm、横4.5cmとし、受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面上半身像とする。裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入し、写真欄に貼り付けること。
 - ウ 受験票（郵便はがき）
官製はがきを利用するか、63円切手を貼り、表面に郵便番号、送付先住所及び宛て名を明記すること。裏面には、受験者氏名（ふりがな）を記入した受験票様式を貼付すること。

(4) 受験願書等の配布

岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

(5) 受験願書等の請求

ア 郵便で請求する場合

封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書し、宛て先明記の返信用封筒（長形 3 号、94 円切手貼付）を必ず同封の上、岡山県土木部河川課まで送付すること。

イ インターネットで入手する場合

岡山県土木部河川課のホームページからダウンロードすることができる。

岡山県土木部河川課のホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>

7 受験手数料 8,020円

上記相当額の岡山県収入証紙を受験願書の岡山県収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。貼り付け欄に入りきらない場合は、表面の余白に貼り付けること。

なお、岡山県収入証紙の主な販売場所は、岡山県出納局会計課のホームページに掲載している。

岡山県出納局会計課のホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>

8 試験案内及び受験票

受験願書等を受理した場合は、当該受験者に「受験票」を送付するので、試験当日必ず持参すること。

なお、受験票は受付締切後、岡山県土木部河川課から10月20日（木）頃発送するので、10月27日（木）を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず岡山県土木部河川課（電話086-226-7478）まで連絡すること。

9 合格者の発表

合格者の受験番号について、令和4年11月30日（水）（予定）に岡山県土木部河川課前に掲示、岡山県土木部河川課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>)に掲載する。

なお、合格者には郵送で直接通知する。

10 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 対応概要

試験実施時に本県で緊急事態宣言が発令された場合は試験を中止とする場合がある。

ただし、一部の都道府県が緊急事態宣言の発令や感染拡大により試験を中止した場合であっても、本県で試験実施が可能な場合は受験者の受験機会を失わないよう試験を実施する。

(2) 受験者に要請する感染防止対策

ア 試験当日は、感染予防のため、マスクの持参・着用すること。

イ 試験室は換気のため、窓やドアを開ける場合があることから、室温の高低に対応できる服装で来場すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症に感染し治癒していない方、濃厚接触者の方、発熱がある方は、当日の受験を控えること。

(3) 受験申込時の対策

- ア 受験案内、願書等については、窓口での受取を極力避け、郵便による請求やホームページからのダウンロードにより入手すること。
- イ 受験願書等の提出の際は、持参を極力避け、郵送又は信書便を利用すること。
- ウ 受験申込については、受験により都道府県をまたぐ移動を極力行わないよう、受験者の居住都道府県で受験すること。
- エ 今後の感染状況により、試験を中止（延期）する場合がある。

(4) 試験を中止（延期）した場合の受験手数料の取り扱いについて

- ア 試験を中止した場合、受験手数料は返納する。
- イ 試験を延期する場合で、受験者が再試験を受験する場合は、当初提出された受験手数料を再試験の受験手数料としてあててすることで受験可能とする。
- ウ 体調不良（感染が疑われる場合も含む）により受験できなかった場合、受験手数料は返納しない。

11 留 意 事 項

- (1) 郵便事故等により受験願書等が岡山県土木部河川課に届かなかった場合、県は責任を負わないので、必要に応じて郵便書留等の利用を検討すること。
- (2) 試験会場内での喫煙はしないこと。また、ゴミは全て持ち帰ること。